様式第４号

年　　月　　日

愛知中部水道企業団

企　業　長　　　　殿

〒

申請者　住　所

　　氏　名

電　話

既設管再使用に関する覚書

この度、給水方式を変更するにあたり、本来既設導水管の布設替えをするところですが、当方の都合により既設導水管を再利用したいため、次の条件を守ることにより、承認をお願いします。

記

１　再使用する材料は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成９年３月19日厚生省令第14号）に基づく基準適合品又はこれと同等品以上とし、必要に応じて水圧試験、水質試験を行い、漏水や赤水が発生するおそれがないものを再使用します。

２　将来、改造、増設等が生じたときは、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成９年３月19日厚生省令第14号）に基づく基準適合品又はこれと同等品以上の材料を使用して布設替えをします。

３　将来、水質、水量等に支障が生じた場合は、愛知中部水道企業団に異議の申立てをしません。

４　水圧試験、水質試験等は給水装置工事技術者の責任の下で行い、漏水、赤水等が発生した場合は、当方の責任において、速やかに対応します。